

産業廃棄物収集運搬業許可証

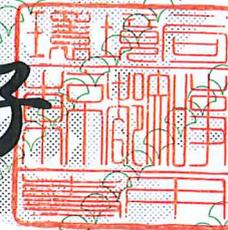
住所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号飯野ビル

氏名 株式会社那須商会
代表取締役 那須 吉宗

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6年 6月 1日

許可の有効年月日 令和11年 5月31日

1 事業の範囲

(1) 業の区分、収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上13種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに）

(以上9種類)

2 積替え保管施設（詳細は裏面「積替え保管施設詳細」を参照）

施設住所、東京都足立区入谷七丁目2番6号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行なう産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

昭和 63年 6月 1日 新規許可

令和 6年 6月 1日 更新許可 第7回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

2 積替え保管施設

住所：東京都足立区入谷七丁目2番6号

積替え保管面積：442.4 m² 最大保管高さ：2.1m

産業廃棄物の種類	保管量	
汚泥	ドラム缶2個	0.40 m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	ドラム缶2個	0.40 m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ドラム缶1個	0.20 m ³
廃油	一斗缶10個	0.18 m ³
廃酸	ポリタンク8個	0.14 m ³
廃アルカリ	ポリタンク8個	0.14 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃家電に限る。）	カーゴテナー2個	2.24 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯・廃HIDランプ・廃放電ランプ（いずれも水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ドラム缶9個	5.08 m ³
動植物性残さ	ドラム缶2個	0.40 m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（空き瓶に限る。）	コンテナ2台	7.28 m ³
がれき類	鉄箱 1個	1.10 m ³
	保管量合計	17.56 m ³

(以下余白)